# 与信審査における性能規定の導入

# 支払可能見込額調査に関する規制

割賦販売法における**支払可能見込額調査**では、調査事項、調査方法（指定信用情報機関の信用情報の使用義務等）及び算定方法が**一律に規定**されている。

## 支払可能見込額調査の概要（法第30条の2、30条の2の2）

利用限度額 ＞ 包括支払可能見込額 ×90/100 ⇒ カード等の交付、付与、極度額の増額の禁止

クレジット債務を支払うために、利用者が現に生活している住宅を奪われず、最低限度の生活を維持でき、債務を持続的に支払可能と見込まれる1年あたりの額。

登録の審査基準において算定方法を提示。

包括支払可能見込額 ＝ 年収 （＋ 預貯金 ）

⇒利用者からの申告等　⇒利用者の利益の保護の観点から必要な場合に限り調査

－ クレジット債務 － 生活維持費 （※ その他、「借入」状況を「勘案」）

- 自社の債務の支払いの状況
- 信用購入あつせんに係る債務の支払の状況について**指定信用情報機関の情報を使用しなければならない（法第30条の2第3項）**

以下の事実の確認に基づき省令別表第２により算定
① 生計を一にする者の合計数
② 居住の用に供する建物の所有状況、住宅ローンの有無、住宅の借賃の有無

【省令別表第２】　（単位：万円/年）

| 利用者と生計を一にする者の合計数 | 4人世帯以上 | 3人世帯 | 2人世帯 | 1人世帯 |
|---|---|---|---|---|
| 持家かつ住宅ローン無／持家無かつ借賃負担無 | 200 | 169 | 136 | 90 |
| 持家かつ住宅ローン有／持家無かつ借賃負担有 | 240 | 209 | 177 | 116 |

## 支払可能見込額調査の適用除外規定

- **極度額が30万円以下の範囲でカード等を交付、付与、極度額を増額する場合　等**

**（但し、指定信用情報機関への照会の結果、以下に該当する場合は支払可能見込額調査を行わなければならない。）**

- **延滞がある場合**
- **自社の債務額が50万円超の場合、又は他社を含む債務額が100万円超の場合**

## 指定信用情報機関への信用情報の登録義務

**法令上の義務項目**

加入包括信用購入あつせん業者は基礎特定信用情報を提供することが求められる。

**（基礎特定信用情報）**
**（全12項目）**

- 氏名・住所・生年月日・電話番号・勤務先
- 保険証又は本人確認書類に記載された番号等
- 利用者と2か月超・リボ払いの契約をした個々の年月日
- 支払時期未到来又は支払義務未履行のクレジット債務
- 1年間に支払いが見込まれる額
- 支払遅延の有無　等

**契約上の項目**

指定信用情報機関への登録項目は**最大67項目**。照会時入力項目は**最大28項目**あり、**対象のすべての項目を回答**している。

**（登録項目の例）**
性別・極度額（クレジットカード等の場合、ショッピング、キャッシング極度額の合計額）・請求額（契約者が約定返済日までに支払うべき金額）、入金区分（請求額どおりの入金、一部入金、未入金等の区分（直近24か月））・情報種別（請求に対する支払遅延の分類と発生日）・補足コメント（「契約者の破産申請」、「延滞解消」の事実を示す分類）等

# 技術・データを活用した与信審査（クレジットカード会社／レンディング分野）

- クレジットカード会社では、割賦販売法の支払可能見込額調査は行いつつも、**別途、技術を活用しつつ膨大な実績データ等に基づきより精緻なスコアリングモデルによる与信審査**を行い、これを重要な判断要素としている企業もある。
- レンディング分野においては、**ビッグデータ・AI等の技術を用いた新たな与信審査手法**が数多く出現し、**与信の精緻化**が進んでいる。

## クレジットカード会社における与信審査の例

### クレジットカード会社における与信手法の例

**技術等を活用したスコアリングモデルによるより精緻な審査**

**重要な判断要素としている**

**ポイント**

**過去の膨大な取引データ**や**ノウハウをもとに与信モデルを構築**。

以下のような情報等により、**精緻なスコアリング**を実施。

＜**スコアリング元情報（例）**＞

- 居住状況、家族構成、職業等の属性情報
- 自社の過去取引振りに関する情報
- 外部信用情報機関から取得した情報
- 利用金額に占める高リスク加盟店の割合

**支払可能見込額調査に基づく調査**

**様々なリスク評価項目をスコアリングに役立てている。**

→各社が用いるリスク評価項目はそれぞれの技術・ノウハウにより異なる。 etc…

### スコアリングのイメージ

新技術の取り込み

蓄積された膨大なデータ（ビッグデータ）

長年培われた分析手法やノウハウ

**技術・データを活用した高度なスコアリングモデルの構築**

（専門技術者による継続的な改善）

与信審査に活用

申込情報

外信情報

| 項目（例） | スコア値 |
|---|---|
| 年齢 | 0.12 |
| 他社断り者数 | 0.72 |
| 総合残債務額 | 0.35 |
| ショッピング残高 | 0.02 |
| 線上・増額返済回数 | 0.33 |
| … | … |

蓄積されたビッグデータ等を元にスコア値を算出

与信判断、カード発行

## レンディング分野における与信審査の例

### AI・スコアレンディング

**J.Score**（みずほ、ソフトバンク）

AIを活用して、「**生活**」「**性格**」「**ファイナンス**」などの利用者のさまざまな情報から、**信用力と可能性**（現在の信用力のみならず将来の信用力を推定）をスコア化。

### トランザクションレンディング

**Rakuten**

楽天市場出店店舗に対して、**市場での売り上げ実績**等を元に融資枠を設定。また、楽天市場楽天カード**売上分からの支払い**とすることで資金管理を厳格化。

### ビッグデータ活用

**ALTOA**（弥生、オリックス）

会計ソフト「弥生」が持つビッグデータ、「オリックス」が持つ与信ノウハウ、「d.a.t.」のAI技術を活用した与信モデルを通じ、インターネットによるスモールビジネス向け融資サービスを展開。

**決算書情報など一時点での静的データではなく、主として日々の仕訳データなどの動的データを活用した与信モデル**を構築。

### 動的データ活用

**Kabbage**（米国）

**電子商取引でのデータ（ショップの売上・在庫データやサイトのトラフィック、顧客からのレビュー**など）を用いて独自のスコアリングを実施。

個人ローンにおいても**口座やカード決済状況をモニタリング**して融資するサービス「Karrot」を提供。

（出典）各社HP情報等を元に作成

# 技術・データを活用した与信審査（少額決済分野）

少額決済分野においても、技術の進展により、従来の年収や預貯金といった一定時点での情報（静的情報）だけでなく、支払・取引履歴、購入商品データ、金融データ、詳細属性情報といった**膨大な種類・量のデータ（よりリアルタイム性の高い動的情報）**を取得することができるようになり、また、これらを**AI等により精緻に解析した与信審査**が可能となっている。

## 新たに登場している与信方法（主として少額決済分野）

**＜例１＞**

- 「**支払能力**」（※１）
- 「**約束履行力**」（※２）
- 「**趣味嗜好性**」

このような蓄積された行動データを元に総合的にスコアリングを行い、最終的に信用ランクを算出

（※１）過去の購買履歴や支払履歴の情報を元に算出する信用力
（※２）支払いまでの日数や出品商品の発送遅延履歴等を元に算出する信用力

**＜例２＞**

- 「**通信契約の契約年数**」
- 「**料金の不払い**」
- 「**契約状況**」

といった、当該事業者の関連する契約の状況等を元に与信を実施。

**＜例３＞**

- 「**サービスの利用実績**」
- 「**不正利用リスク値**」（※１）
- 「**商品の換金率や転売の容易さ**」
- 「**商品の特性**」（※２）

などに着目したリスク評価、審査を実施
（※１）商品送付先住所情報を元に不正利用のリスクを算出
（※２）商品サービスごとに利用者の傾向や効能の客観性等からリスクを算出

## ポイント

- **少額**（10万円程度の範囲内）であって、**少額の商品・サービスの購入に充当**される。
- それまでの**取引履歴や行動様式情報等の実績に基づいて、支払可能な能力・額を確認し、その範囲内において与信**をしている。

少額決済分野において、支払可能見込額調査等では把握しきれなかった取引履歴等の個別データをテクノロジーにより収集・分析できるようになり、これに基づく与信審査を行うことにより、少額決済分野でのリスクコントロールができるようになっている。

- 延滞などが発生した場合には、**枠の減額やサービスの停止**（親サービスの停止も含む）といった対応を**迅速に実施**している。

## 技術が進展し、活用できるデータが飛躍的に増大

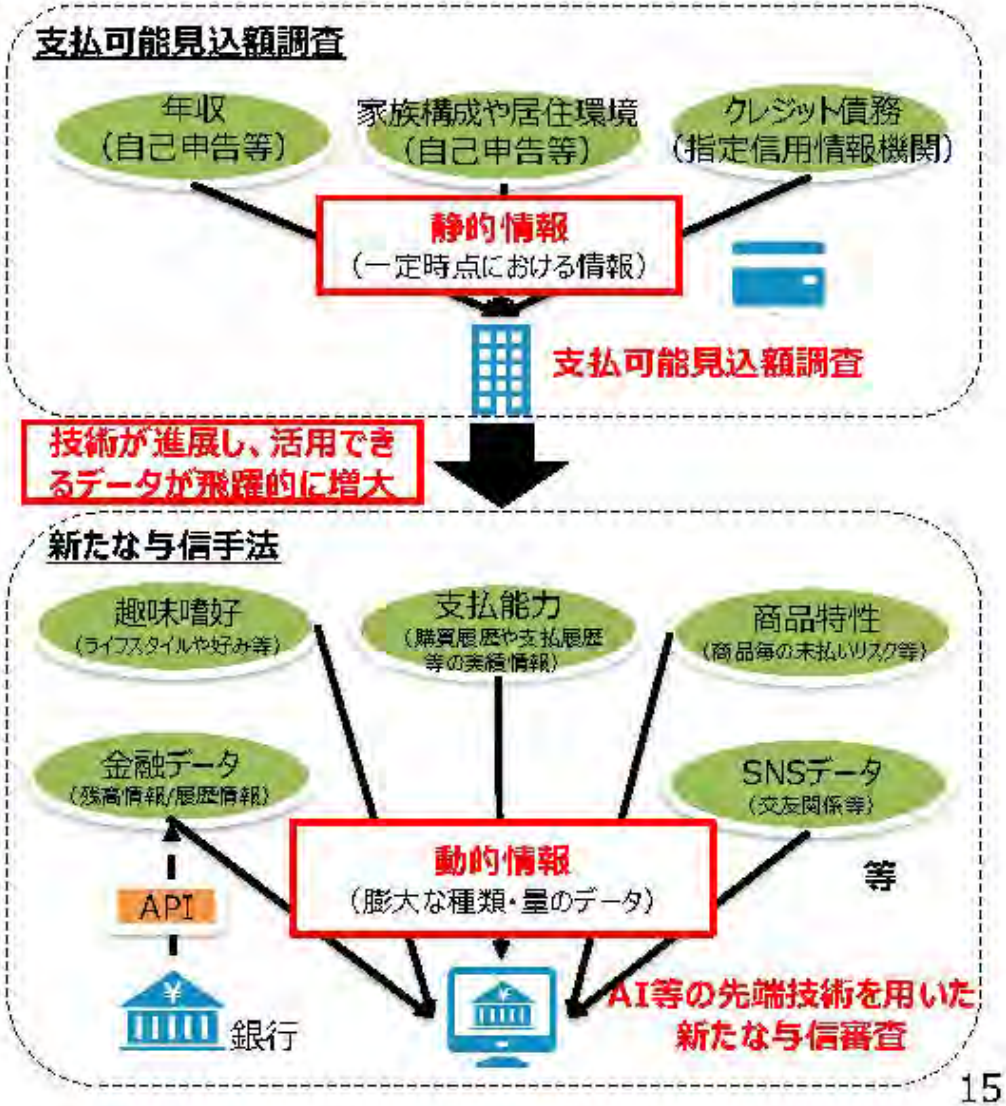

# 与信審査における性能規定の導入

- 与信審査において、かつては考えられなかったようなデータも含め、様々なデータを利用することが技術的に可能となっている中、**一律の規制ではなく柔軟な規制**により、技術革新を取り込みつつ、**より精緻な与信審査を促進**することは、より**安全で安心なクレジットカード利用環境を整備**するうえで、**有効な手段**である。
- また、技術・データを活用した与信審査を許容し、与信イノベーションを促進することを通じ、より高度な分析手法が生まれるとともに与信審査の精度が向上する。これが過剰与信防止に結びつくよう運用されることにより、更なる過剰与信防止の精緻化につながるといった、好循環を生み出すこととなる。同時に、当該与信イノベーションは、消費者が適正な与信サービスを享受することができるよう運用されることが必要である。
- 以上より、過剰与信を防止するための**与信審査における手法**についても、技術・データの活用が進む中、割賦販売法において、「**性能規定**」**の考え方を導入**し、こうした**技術革新を適切に取り込んでいくためのより柔軟な規制の枠組みとすべき**である。

## 技術による消費者保護の精緻化

技術進展により収集・活用できるデータの種類・量が飛躍的に増大

**蓄積されたビッグデータ**

（例）各属性ごとの延滞率等

長年の分析手法・ノウハウの活用⇒

**与信モデルによる分析**

（例）
利用状況に応じた複数の与信モデル

**新たに活用可能となった情報**

（例）取引履歴情報、支払情報、行動履歴情報等

テクノロジーの進化⇒

**AIによる解析**

これまでになかった分析技術の登場

**技術やデータを活用した与信審査による消費者保護の精緻化**

## 基本的な考え方

- FinTech企業による購入履歴等のビッグデータ・AI解析を活用した与信審査手法や、クレジットカード会社による過去の膨大なデータ・蓄積されたノウハウを活用した与信審査手法などが出現している中、性能規定の考え方に基づけば、**技術やデータを活用して支払可能な能力を判断できる場合には、画一的な規制によらず、これを従来の支払可能見込額調査に代えることができるとすべき**である。
- その際、**技術革新を積極的に取り入れ、より良い与信サービスが提供される仕組みとすることが重要**であることから、既存の支払可能見込額調査による方法に重ねて措置するのではなく、**新たな枠組みとして措置することが適切**であると考えられる。
- また、性能規定の導入にあたっては、「少額包括信用購入あつせん業者（仮称）」に対し、そのリスクに応じた相応の規制を課すなど、**リスクベース・アプローチの観点も踏まえつつ、制度設計**がなされるべきである。

# 制度見直しに向けた論点

中間整理の内容や、消費者委員会からの意見を踏まえ、与信審査において性能規定を導入するにあたって、以下のような点について検討を深めた。

**＜与信審査における性能規定の導入＞**
技術やデータを活用して支払可能な能力を判断できる場合には、画一的な規制によらず、これを従来の支払可能見込額調査に代えることができるとすべき

| | 中間整理 | 消費者委員会からの意見 |
|---|---|---|
| (指定信用情報機関)<br>運用のあり方 論点１ | 事業者の支障のないよう、**運用・システムのあり方を検証・改善**する必要 | 政策課題を**指定信用情報機関の運用・システムの在り方を見直すことで対処することが可能か**についても並行して検討すべき |
| (指定信用情報機関)<br>信用情報の使用義務 論点２ | 支払可能な能力を判断できるものとして、支払可能見込額調査を行わない場合には、一律の義務としては**課さない** | 個々の事業者が把握する情報のみで、利用者の支払可能な能力を判断するために必要かつ十分な情報の質及び量を確保することができるかについて慎重に検討すべき<br>支払可能見込額調査義務及び指定信用情報機関の信用情報の使用義務について**段階的に緩和を検討する方法**なども併せて検討すべき |
| (指定信用情報機関)<br>信用情報の登録義務 | 原則として課すものの、少額・低リスクのサービスで指定信用情報機関の信用情報を使用せずとも与信できる場合には**課さない** | **業界全体の水準として現行制度と同程度以上に多重債務防止が担保できるか**について慎重に検討すべき |
| 事前・事後チェック 論点３ | **事前チェック及び事後チェック**（プレッジ・アンド・レビュー）により、適切な管理を担保する | 事前・事後のチェックの主体・対象・基準等の具体的な内容の検討を進める上では、**いかなる方策が効果的か**慎重に検討すべき |
| その他 | － | 利用者の予測可能性等を考慮した方策も検討すべき |

論点１　指定信用情報機関の運用改善について、どのような対応が行われることが求められるか。

論点２　指定信用情報機関の信用情報の使用義務・登録義務についてはどのように措置することが必要か。

論点３　技術・データを用いた与信審査手法を「支払可能見込額調査」に代えて許容する際、どのような事前・事後チェックのあり方が求められるか。

# 論点１　指定信用情報機関の運用のあり方

中間整理にて、**指定信用情報機関の運用・システムのあり方を検証・改善**することが求められたことを受け、既存事業者、FinTech企業へのヒアリング等を通じ、現状・課題・対応の方向性について整理を行い、運用・システムの改善の方策が示された。

**中間整理**

指定信用情報機関への**加入の手続きに時間を要する、画一的なシステム対応が求められる、24時間の照会・登録ができない**など、FinTech企業をはじめとした利用事業者のビジネス展開に支障が生じているとの運用面の課題についても指摘があった。この点については、監督当局とともに、指定信用情報機関において、事業者の支障のないよう、**運用・システムのあり方を検証・改善する必要**がある。

**中間整理後の検討**

指定信用情報機関である**株式会社シー・アイー・シーを中心に検討**を進め、**現状・課題・対応の方向性について整理**。

- ✓ 『課題の総点検』を実施
- ✓ 新規参入事業者、既存事業者を含む各種業種・業態に対するヒアリングを実施

**対応の方向性**

| | 現状 | 主な課題 | 対応の方向性 |
|---|---|---|---|
| 1.加盟 | ・加盟までに最大9ヵ月を要する事業者がいる | ・審査期間が長いため早期に利用できない | ◎「加盟審査期間」の短縮 [2019年度] |
| 2.利用 | ・照会時の入力項目が多い（最大28項目）<br>・全ての契約および契約内容を回答している | ・本人特定項目以外の入力項目がある<br>・必要な情報に限定した取得ができない | ◎「入力項目」を削減 [2020年度]<br>◎「選択制」の導入 [2020年度] |
| 3.登録 | ・登録項目数が多い（最大67項目）<br>・月1回以上の登録更新を求めている | ・項目数が多くシステム構築が煩雑になる<br>・商品、金額等のリスク度合いを問わず毎月更新が必要である | ◎「登録項目」を合理的な範囲で削減 [2020年度]<br>◎「柔軟な登録更新サイクル」の導入 [2019年度] |
| 4.運用 | ・利用時間が8：00－22：00である<br>・照会件数を考慮した料金設定である（平均料金23円／件） | ・夜間に利用することができない<br>・料金設定の方法や水準に負担感がある | ◎「利用時間」の拡大 [2020年度以降]<br>◎「新たな料金体系」の導入 [2020年度以降] |
| 5.インフラ | ・1つの基幹システムで情報を保有している<br>・当社指定のネットワークを利用している | ・スピーディーに利用、登録ができない<br>・ネットワーク接続環境が固定化されている | ◎スピーディーな利用環境を実現する「専用データベース」を構築 [2020年度]<br>◎「柔軟なネットワーク環境」の検討 [2020年度] |

＋ 上記の対応を踏まえつつ、割賦販売法上の指定信用情報機関の信用情報の使用義務項目・登録義務項目についても再度精査し、必要に応じて見直しを行う。

➡ 今後、上記の対応の方向性に基づき、運用・システムの見直しを着実に進めていくことが必要である。

# 論点２　指定信用情報機関の信用情報の使用義務・登録義務

指定信用情報機関の信用情報の使用義務・登録義務について以下のように整理された。

## 使用義務

### 中間整理

- …支払可能な能力を判断できるものとして、**支払可能見込額調査を行わない場合には、…必ずしも指定信用情報機関の信用情報の使用は必要とはならない。このため、当該情報の使用を一律の義務としては課さない**ことが適当である
- **他社のクレジット債務**についてすでに延滞等が発生している情報を**把握することなく**与信審査することによって、**多重債務防止の性能が確保できるのか**

### 消費者委員会

- 支払可能見込額調査義務及び指定信用情報機関の信用情報の使用義務について**段階的に緩和を検討する方法なども併せて検討すべき**
- 政策課題を**指定信用情報機関の運用・システムの在り方を見直すことで対処することが可能か**についても並行して検討すべき

### 上記を踏まえた検討

- ビッグデータ・AI等の**技術・データの活用による与信審査について**、これが適正に運用される場合には、現状、実務・実態上、**必ずしも指定信用情報機関の信用情報を使用せずとも、利用者の支払可能な能力を判断することができる**とされている。
- 一方、現在、指定信用情報機関の信用情報の使用義務を課している趣旨に鑑み、技術・データを活用した与信審査手法において、当該義務なくその目的を達成できるかどうかについては、**必ずしも明らかではない状況にある。**
- こうした中、事業者の利便を踏まえ、指定信用情報機関において、**運用・システムのあり方の検証・改善を行うことを前提に、使用義務・運用については引き続き義務とする**ことが妥当であると考えられる。

現時点では、与信審査における性能規定を導入に際しては、**指定信用情報機関の信用情報の使用義務を課す**こととし、その後の事業者における与信実態を踏まえつつ、**当該義務を段階的に見直すことを検討**することとする。

## 登録義務

### 中間整理

- **少額・低リスクのサービスで指定信用情報機関の信用情報を使用せずとも与信できる場合**には、**登録義務を課さない**とすることが適当であると考えられる。
- **少額サービスの利用の積み重ねで一定の債務額となる場合もあり**、指定信用情報機関の信用情報を使用しない場合でも、**登録を義務とすべき**

### 消費者委員会

- **業界全体の水準として現行制度と同程度以上に多重債務防止が担保できるか**について慎重に検討すべき

### 上記を踏まえた検討

- **指定信用情報機関の信用情報の使用義務を課す場合、使用する情報の正確性の確保**の観点から、少額・低リスクのサービスであっても登録義務を課すことが適当であると考えられる。加えて、この場合には、**登録に係るコスト負担の公平性の観点**からも許容しうる。
- なお、当該情報の正確性の確保は、**少額・低リスクのサービス以外のサービスを提供する事業者**も多数存在する中、こうした事業者**の与信審査においても重要**であると考えられる。
- 更に、登録に関する手続き・事務負担に関しては、指定信用情報機関において、**運用・システムのあり方の検証・改善**が進められている。

少額包括信用購入あっせん業者（仮称）に対しても、指定信用情報機関の信用情報の使用義務を課すことや指定信用情報機関の運用改善がなされることを踏まえ、**現段階では指定信用情報機関への信用情報の登録義務を課す**こととする。

指定信用情報機関の運用・システムのあり方の検証・改善が進められている（論点１）

# 論点３　事前・事後チェックのあり方

- 以下のような事前・事後チェックの枠組みにより、過剰与信防止を図ることとする。

## 事前チェック

技術・データを用いた与信審査手法に係る経済産業大臣の
**認定制度**

### 認定要件

**(1)技術・データを用いた与信審査手法**

**(i)与信審査手法の説明**

各社は技術・データを用いた与信審査手法の具体的なあり方をプレッジする。（説明責任）
その際、少なくとも、
①現在の技術水準等に照らし不適正・不十分なものは排除
②不適切な変数・要素等を審査手法に組み込まない

**(ii)延滞率のプレッジ**

【少額包括信用購入あつせん業者（仮称）】
CICデータ等に基づく過去の延滞率実績を勘案しつつ、
各社が延滞率(定義・水準)をプレッジ
【包括信用購入あつせん業者】
CICデータ等に基づく過去の延滞率実績の平均水準を基本としつつ、
過去の期間の振れ幅の範囲で延滞率を管理することをプレッジ
⇒ 基本水準：○○%程度、許容幅：０～○○%

**(2)適正運用のための内部管理体制の整備**

**(i)与信審査・管理体制**

(a)独立した与信審査・管理を行う責任部署が設けられ、責任者が置かれていること。
(b)内部監査部署が設けられ、与信審査・管理に係る適切な監査が行われる
体制が整備されていること。

**(ii)与信審査・管理に係る準則**

与信審査・管理に係る規程やマニュアルが定められ、
責任者、審査の方針等が定められていること。

**(iii)与信審査の検証体制**

与信審査手法の妥当性について、その検証方法や見直し基準が定められ、
これに基づき適切な検証・見直しが行われていること。

プレッジ&レビューの考え方を基本とする

## 事後チェック

**定期報告義務** ➡ （著しく不適正な与信審査の場合）
**改善指導・報告徴収・改善命令・認定取消し**

### チェック内容

**(1)延滞率によるチェック**

【少額包括信用購入あつせん業者（仮称）】
認定時に各社がプレッジした、CICデータ等に基づく過去の延滞率実績を勘案した延滞率(定義・水準)で適正管理ができていることをレビュー
【包括信用購入あつせん業者】
認定時にプレッジした、CICデータ等に基づく過去の延滞率実績の平均水準を基本としつつ、過去の期間の振れ幅の範囲で延滞率の適正管理ができていることをレビュー
⇒ 基本水準：○○%程度、許容幅：０～○○%

**包括信用購入あつせん業者における延滞率の定義の例**

延滞率＝Ａ／Ｂ
Ａ：一定期間に新たに発生した包括信用購入あっせん契約における延滞件数
Ｂ：一定時点の包括信用購入あっせん契約件数

**(2)定期的なレポート（例えば年１回）**

**(3)著しく不適正な与信審査**
⇒改善指導・報告徴収・改善命令・認定取消し